

自治体補助金改革の取組状況

参考資料

| 自治体名 見直し開始年度 | 我孫子市 平成12年度 | 豊島区 平成14年度 | つくば市 平成14年度 | 国立市 平成17年度 | 多摩市 平成17年度 | 狛江市 平成17年度 | 杉並区 平成18年度 | 富士見市 平成22年度 |
|-----------------|--|--|---|---|---|---|--|---|
| 検討体制 | 第三者機関:補助金等検討委員会 (学識経験者・行政経験者(市OB除く))・市民で構成 | 第三者機関:補助金等審査委員会 (区民代表、学識経験者より構成) | 第三者機関:補助金制度懇話会 | 庁内組織:行財政健全化検討委員会 | 第三者機関:補助金交付システム検討委員会→補助金評価市民委員会 | 第三者機関:補助金検討委員会 | 第三者機関:補助金の適正化に関する懇談会→補助金適正審査会 | 第三者機関:民と官の連携による公共サービス改革検討委員会 |
| 基本方針 | ○公募制の導入 ○第三者機関による審査 ○3年ごとに全件見直し | ○団体補助・事業補助を廃止し、事業補助に一本化 | ○透明性と厳正な評価に適した申請申込書等の新書式の採用 ○産業育成補助金に偏らない各分野の計画的な充実の必要性 ○団体運営費補助金の廃止、事業費補助の原則及び定率・定枠補助の原則 ○団体事務の行政部局への委託の禁止 ○類似補助金は、市として統合し一本化しないものには補助しない原則 ○既存補助金は3年に一度の見直し原則、長期にわたる補助金の廃止 ○公募制の導入 ○第三者機関による審査 | ○既存の補助金の見直し基準の作成と審査 ○新たな補助金等の交付基準の作成 ○個別の交付規定の整備 ○補助金の見直しの終期(3年) ○既存の補助金は一旦ゼロ・ベースとし、新規と同列に申請 ○申請された補助金は必要により審査し、最終的には予算査定のみで交付決定 ○事業補助は原則として総事業費の2分の1を限度 ○第三者機関による審査 | ○市民提案型総合補助金(市民提案型まちづくり事業補助金)の創設 ○すべての補助金のゼロ・ベースからの検証 ○第三者評価機関の設置と事務事業評価システムとの連携 | ○補助金等交付の適正化 ○補助金等の見直しの視点の提示 ①10年間以上の長期にわたる補助金等は見直す ②運営費補助は事業費補助へ移行 ③事業費補助は公募型補助へ移行 ④類似補助は整理・統合 ⑤少額補助金等の見直し ⑥国・都補助への上乗せ・横出しはしない ⑦個人に対する補助金等は見直す ○サンセット方式の導入 ○補助金等の個別評価と第三者機関による集中的な見直し | ○補助金制度改革の視点 ①協力を育む補助金制度の構築 ②透明性の確保と財政運営の健全化 ○補助金評価基準の策定 ①責任の明確化 ②事業効果の検証 ③補助金の終期の設定 ④類似する補助金の整理・統合 ⑤少額補助金等の見直し ⑥包括補助制度の導入 | ○既存の補助金を「制度的補助」と「特定者補助」とに分類し、全ての補助金を見直す。ただし、市長のマニフェスト関連補助等については、見直し対象外 ※制度的補助…補助制度の対象資格を得れば誰でも補助を受けられる補助 ※特定者補助…①要綱等に特定の団体名などが規定されている補助②予算科目上、特定の団体などに支出することが明らかな補助 ○補助金調査・評価シートによる評価(制度的補助) ○公募制の導入(特定者補助) ○第三者機関による評価(制度的補助・特定者補助) ○終期の設定 |
| 補助金の分類 | 1 国・県の制度があるもの 2 公募による補助金 ①とくに行政上の制度がないもの ②市民の自主性・自発的な活動を奨励するもの ③団体としての活動を認め、その運営費に対して財政的援助をするもの ④イベントの実施に当って財政的支援をするもの 3 施策的補助金 ①市の条例や規定あるいは他の公共団体で事業の要綱などが制定されているもの ②上記の条例や規定はないが制度に準じるもの ③本来、市が実施すべき事業を補完して公共性が高いもの ④市民生活の安全・衛生のために市民の協力が欠かせないもの ⑤豊かな市民生活のために市民相互の交流・協力体制が欠かせないもの ⑥市として産業を活性化し振興するために、市民と共同で取り組むもの | 1 区民活動支援事業補助 2 重要政策補助金 | 1 債務負担行為に基づく補助金(債務負担補助金) 2 市の条例又は規則に根拠を置く補助金(規制補助金) 3 市の交付する補助金の財源の一部又は補助金対象事業の一部に国・県補助を伴う補助金(国県補助金) 4 行政目的を達成するために市が実施すべき事業を補完する形で実施される事業に対する補助金(行政補完補助金) 5 1～4に当てはまらない公募制度に適した補助金(公募補助金) | 1 団体育成型補助金 2 政策的事業一部助成型補助金等〔団体を対象とするもの〕 3 政策的事業一部助成型補助金等〔個人を対象とするもの〕 4 その他の補助金等 | 1 市民団体に対する補助 ①市民団体・運営補助 ②市民団体・事業補助 2 事業者に対する補助 ①事業者・運営補助 ②事業者・事業補助 ③事業者・産業振興補助 3 関係機関に対する補助 4 外郭団体に対する補助 5 市民個人に対する補助 6 イベント(活性化)補助 7 街づくり整備に関する補助 8 その他 ※市民提案型まちづくり事業補助金(上記1②に分類) | | ○団体に対する補助 ○個人に対する補助 ○施設建設補助 | 1 事業費補助 2 団体運営費補助 3 イベント等補助 4 投資的補助 5 扶助費的補助 |
| 交付基準 | ①効果からみた基準 ②的確性からみた基準 ③期限からみた基準 ④制限からみた基準 | | ○「つくば市補助金に関する基準」制定 | (新規交付基準) ①公平性 ②必要性 ③効果・経済性 ④適格性 | | ①公益性 ②公平性 ③必要性 ④効果・経済性 ⑤適正性 | | 1 基本事項 ①公益性の基準 ②必要性の基準 ③効果・経済性の基準 ④団体運営等の的確性の基準 2 交付に関する事項 ①補助対象外経費の明確化 ②補助金の適正化 ③終期の設定 |
| 審査・評価基準 | ①時代度 ②実現可能度 ③創造性(・独創性) ④我孫子らしさ | ①グループの適切性 ②申請事業の適切性 ③区民への活動報告等の適切性 | ①公平性・公正性 ②有効性・必要性 ③適正性 | (見直し基準) ①公平性 ②必要性 ③効果・経済性 | ○市民提案型街づくり事業補助金 ①公益性 ②多摩市らしさ ③時代性・社会状況・市民ニーズの把握 ④先駆制・独創性 ⑤目的・目標、計画の妥当性 ⑥団体の適正等 ○補助金全般 ①公共・公益支援製 ②公共関与・役割分担 ③有効性 ④経済性 ⑤改善の可能性 ⑥必要性・時代性 ⑦市民協働度 | 同上 | ①責任の明確化 ②行政目的の希薄な補助金又は少額補助金等の見直し ③補助金の終期の設定等 ④類似する補助金の整理・統合 ⑤包括補助制度の導入の検討 | ○制度的補助 ①補助の必要性 ②補助対象者の的確性 ③補助率・補助額の的確性 ④その他 ○特定者補助<事務局案> ①補助の公益性・必要性【共通】 ②団体的的確性【共通】 ③目的・計画の妥当性【事業費補助】 ④期待性【事業費補助】 ⑤将来性【共通】 |
| 審査体制 | 第三者機関(上記、補助金等検討委員会) | 第三者機関(上記、補助金等審査委員会) | 第三者機関:(上記、補助金制度懇話会) | 1次評価:庁内検討委員会 2次評価:第三者機関(補助金等審査委員会) | 第三者機関(補助金評価市民委員会、市民提案型まちづくり事業補助金評価市民委員会) | 第三者機関 | 第三者機関(上記、補助金適正審査会) | 第三者機関(上記、民と官の連携による公共サービス改革検討委員会) |
| その他の特徴 | ○施策的補助金、公募による補助金いづれも第三者機関で審査(書類審査) ○不採択とされた団体には公開ヒアリングの機会を付与 | ○第三者機関が区民活動支援事業補助金の審査を行うとともに、重要政策補助金について意見を述べる | ○1～3は市当局が、4・5は第三者機関が審査 ○補助金審査方式として、①一定額以上の補助金に対するヒアリング、追加書類要求、②希望団体への再審査体制 | ○見直し基準により対象補助金を採点し、各委員の評定の平均値と分散指数を用いて総合評価 | ○第三者機関による提案型公募補助金及び個別補助金の審査 | ○第三者機関による個別補助金審査 | ○第三者機関による個別補助金審査(所管ヒアリング等による一件審査) | ○制度的補助評価…補助金所管課とのヒアリング ○特定者補助評価…①書類評価又はプレゼンによる評価②不適当とされた団体には公開ヒアリング |